

2018 年度 日本学生支援機構 第二種奨学金(短期留学)第1回募集

下記の要項により 日本学生支援機構 第二種奨学金(短期留学)第1回を募集します。

現在、日本学生支援機構の第二種奨学金の貸与を受けておらず、留学中のみ貸与を希望する学生は期間内に学生課へ出願してください。

願書配布・受付:2017年12月20日(水)～2018年1月15日(月)

配布場所・時間:書類の配布・受付は在籍する校舎の学生課とします。

【白金校舎】月～金:9:30～11:45、12:30～16:00 土:9:30～11:45

【横浜校舎】月～金:9:30～11:45、12:30～16:30 土:9:30～12:00

※年末年始休暇中[12月27日(水)～1月4日(木)]は閉室します。

※横浜校舎は、センター入試に伴う入構制限のため1月12日・13日は閉室します。

- 出願資格:(1)2018年4月から2018年7月までに留学開始予定の学生。
(2)留学期間が3ヶ月以上1年以内であること。「3. 貸与期間」の項も参照のこと。
(3)留学先校で取得した単位が本学で認定されること。
※日本学生支援機構奨学金「海外留学支援制度(協定派遣)」(給付型)および「官民協働海外留学支援制度(トビタテ奨学金)」との併用可。
※「留学期間」「留学開始」「留学終了」は、留学先での授業等の開始/終了日で判定します。
- 貸与金額:月額 30,000円、50,000円、80,000円、100,000円、120,000円のうち本人が希望する額(有利子・貸与)※留学時特別増額貸与奨学金(有利子10万、20万、30万、40万、50万より選択)の申込も可能です。ただし、出願の条件がありますので、詳細は学生課で確認してください。
- 貸与期間:留学開始月から留学終了月まで。
※12ヶ月を上限とします。(ただし、ダブルディグリー・プログラムで13ヶ月以上留学する場合は、24ヶ月以内で機構が認める期間。申込時にダブルディグリー・プログラムで留学することを証明する書類の提出が必要)
- 提出書類:(1)奨学生カードまたは更新用紙(今年度提出済の場合は不要)
(2)スカラネット入力下書き用紙(所定用紙)
(3)確認書兼個人情報取扱いに関する同意書(所定用紙)
(4)父母の収入に関する証明書
*給与所得者の場合は「平成29年分の源泉徴収票」のコピー
*募集期間内に用意できない場合は、平成28年分でも可。
*給与所得者以外の場合は「平成28年分の確定申告書(第一表と第二表)(控)」のコピー
*確定申告書(控)に税務署等の受付印がない場合は、別途提出書類が必要です。
(5)収入に関する事情申告書(所定用紙、該当者のみ)
※特殊事情に関する証明書類と併せて提出してください。
- 保証制度:
申込時に、「人的保証(連帯保証人及び保証人が必要)」または「機関保証」のいずれかの保証制度を選択します。採用決定後(留学中)に下記の書類を提出することになりますので、人的保証制度を選択する場合は、必ず事前に、連帯保証人および保証人となる方に承諾を得てください。
(1)人的保証制度・・・返還誓約書(本人・連帯保証人および保証人の自署・押印)、本人の住民票(コピー不可)、連帯保証人および保証人の印鑑登録証明書(コピー不可)
(2)機関保証制度・・・返還誓約書(本人の自署・押印)、本人の住民票(コピー不可)、本人が自署・押印した「機関保証依頼書(兼保証委託契約書)」
- 現在、日本学生支援機構 第一種奨学金または第二種奨学金の貸与を受けている方へ:
「留学奨学金継続願」を提出することにより、留学中も引き続き奨学金の貸与を受けることができます。学生課窓口で「留学奨学金継続願」を受け取り早めに提出してください。

2017年12月20日 明治学院大学 学生部